

IMF-JC金属

発行所
全日本金属産業労働組合協議会

住 所 東京都中央区日本橋 2-15-10
電 話 03-3274-2461
編 集 IMF-JC組織総務局
発行人 團野 久茂
定 価 1年分 60円

2007年闘争の推進(案)

みんなが
安心して
働ける
社会を!



2007年
闘争

「このまま」では 済まされません!

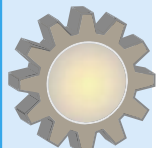
- 大きくり職種別賃金水準の形成と格差是正
- 月例賃金の改善
- ワーク・ライフ・バランスの実現
- JCミニマムで賃金の下支え
- 一時金の安定確保

「生活との調和と自己実現をめざす多様な働き方」の実現をめざして



金属労協

金属労協は、11月17日の第4回常任幹事会で2007年闘争方針案「2007年闘争の推進」(案)を確認しました。本闘争方針案は、12月1日の第49回協議委員会でも審議・決定します。



I 2007年闘争をとりまく情勢 (抜粋)

1. 日本経済の動向

引き続き回復傾向続くも消費にかげり

- ①日本経済は、輸出および設備投資の堅調な拡大などによって景気回復が続き、2006年11月には、戦後最長の「いざなぎ景気」の期間を超えることは確実であり、デフレ脱却は現実のものになりつつある。
- ②一方、消費は、所得の伸び悩み等により、個人消費の伸びが鈍化している。
- ③消費者物価指数の上昇率は、2006年5月以降プラスに転じている。素原材料の上昇が、中間財、最終財へと徐々に広がりつつある。
- ④設備投資は、機械・金属産業において設備更新時期にあることや輸出拡大が続いていることから、大幅な拡大が続いている。機械受注統計(船舶・電力を除く民需)では、今後も堅調に推移するとみられる。日銀「短観」による2006年度の設備投資計画においても、鉄鋼業の前年比33.6%増や造船重機産業等の同26.9%増など、製造業全体で同12.5%増が見込まれている。
- ⑤2005年度の貿易黒字は前年比△30.4%と大幅な減少となった。輸入総額増のためであり、輸出総額は機械・金属産業の輸出の伸びを反映し、前年比10.7%増となった。
- ⑥日本経済の先行きについては、内閣府予測で、名目成長率で2.2%、実質成長率2.1%。米国景気の減速や原油価格や為替の動向が内外経済に与える影響には留意が必要だが、国内民間需要に支えられた景気回復が続くことが見込まれる。金属産業は、他の産業に比べ原油価格の影響は少なく、円安の好影響を受けている産業であり、内需拡大に対する役割は大きい。

2. 金属産業の動向

好況の裏で優秀な人材確保が課題

- ①経済産業省「鋳工業生産動向」によれば金属産業の生産は緩やかに拡大しており、輸出も緩やかな拡大が続いている。
- ②金属産業各企業の業績は、増収増益傾向であり、全体として回復している。日銀「短観」による景況判断では、「よい」とする企業が上回る状況が続いている。
- ③金属産業では、非典型労働者が拡大する一方で、2007年問題を背景に、技術・技能の継承・育成を図れる優秀な人材の確保が課題となっている。

3. 雇用動向

雇用は回復したが、非典型雇用は増大

- ①完全失業率は、3%台目前へと改善が進んだ。景気回復や団塊の世代の引退を控えていることから、新規学卒者の採用が拡大しており、一部では技術者を中心として労働

力不足も見られる。

- ②非典型雇用の拡大傾向は続いている。90年代後半以降のフリーターになった若年者がそのまま非典型雇用に固定化することが懸念されているが、直接雇用化の動きも徐々に始まっている。

4. 企業の成果配分の動向

収益回復も、労働者への還元は不十分

- ①2002年度以降、企業収益の回復によって、財務体質を大幅に改善させるとともに、株主への配当が大幅に拡大している。
- ②しかしながら、この間企業収益改善に貢献してきた労働者への配分は低下している。マクロベースの労働分配率は低下傾向が続き、2005年度は60.4%となった。法人企業統計による金属産業の労働者への配分は大手を中心に減少し、2001年75.0%から、2005年には57.8%になった。

5. 労働条件の動向

金属産業の賃金水準は依然平均下回る

- ①賃金構造基本統計調査による2005年の賃金をみると、全産業平均を100とした金属産業の賃金水準は96.7となっており、依然として下回っている。
- ②2001年以降、賃金の低下傾向が続いている。製造業では、規模1,000人以上に比べて、規模10~99人、100~999人の低下が著しい。
- ③JC労働条件調査対象組合の賃金の推移をみると、伸び率の低下傾向が依然として続いており、付加価値の伸び率を大きく下回っている。
- ④一時金は企業業績の改善に伴い、全体として回復している。しかしながら、JC傘下全組合のうち4割近くが年間4カ月未満であり、一時金水準の二極化が進んでいる。
- ⑤超過労働の増加、年休取得日数の減少により、金属産業の実労働時間は年間2,000時間を超える高水準となっている。

6. 労働者の生活実態

今後家計負担の増大が予想される

- ①物価上昇や、所得税減税の段階的な廃止、社会保険料の引き上げ等により、可処分所得は減少しており、今後更に家計の負担増が見込まれている。
- ②所得の分布をみると、全体として所得の低い方へシフトしている。また、総務省の調査によれば、所得のジニ係数は、若年層と高齢層で拡大している。
- ③労働時間は、景気回復とともに短時間労働者が増加する一方で、職場の中堅労働者では週60時間以上の労働を行う割合が高くなっている。

Ⅱ 2007 年闘争の基本的考え方

金属産業にふさわしい賃金水準の追求

取り組みの
2本柱

労働時間を中心とした取り組み

緩やかながらも回復を続ける日本経済は、名目・実質成長ともに力強い動きを示しており、デフレ脱却が間近であると認識されるなどマクロ経済は順調に推移していると受け止められる。また、バラツキは残るものの企業の業績や財務体質も改善しており、完全失業率も 3% 台目前にまで回復し、人手不足感が強まるなど雇用環境も改善している。

しかし、この間のグローバル競争に勝ち抜くための事業構造改革の推進や、設備投資によって企業の経営体質は著しく改善されたものの、勤労者への成果の配分は未だ立ち後れた状況となっており、そのことは産業・企業に共通した長時間労働の常態化や労働分配率の低下などとなって表れている。そして、中小労組を中心とした賃金水準の低下や、非典型労働者の増加による所得の二極化は、格差問題として社会問題化しつつあると言える。

金属労協はこうした現実を直視し、2007 年闘争を「人への投資と働き方の見直しによって、ワーク・ライフ・バランスと産業の発展を実現する」との観点から、賃金改善による金属産業にふさわしい賃金水準の追求と労働時間を中心とした取り組みを 2 本柱に、金属全体の取り組みを推進していく。

1. 2007 年闘争の強化へ向けた取り組み

金属労協は、2007 年闘争に臨む連合方針を踏まえ、その取り組みを支える観点から、J C 共闘としてだけでなく、連合・他部門との連携を強化しつつ闘争を推進する。機械・金属産業の輸出の増大が設備投資を拡大している

が、今後の日本経済を考える上では、賃金改善による個人消費を中心とした本格的内需型景気への転換を果たすための金属産業の役割は大きいとの認識の下で取り組みを進める。

2. 金属産業にふさわしい賃金水準の追求と賃金改善

① 金属産業にふさわしい賃金水準の追求

金属産業は、日本の基幹産業として、日本経済の回復にも大きな貢献を果たしてきた。金属産業が高付加価値の製品を生み出し、生産性の向上により国際競争力を強化するためには、優秀な人材を確保し、技術・技能の継承・育成を図らなければならない。そのためには、将来の産業発展に向けた施策として人への投資が必要となっている。

しかしながら、賃金水準は全産業平均を下回っており、日本の基幹産業である金属産業にふさわしい賃金水準を追求する取り組みが重要となっている。さらに、金属産業の総合力を高める観点から、中堅・中小労組の格差改善を図るため、賃金改善への積極的な取り組みを行っていく。

また、金属産業内で働く労働者の賃金格差改善の観点から、J C ミニマム運動 (J C ミニマム (35 歳)、企業内最低賃金協定、法定産業別最低賃金) によって、金属

産業の賃金水準の下支えを行う取り組みを強化する。

② 物価上昇を含む賃金改善の取り組み

日本経済は堅調に推移し、金属産業の業績・財務体質ともに改善している。物価上昇がプラスに転じたことや税・社会保障負担の増加などによる可処分所得の減少、拡大する所得格差、生産性 3 原則における配分のバランスが崩れて労働分配率が低下していること等を総合的に勘案し、金属労協全体で賃金改善に取り組むこととする。

③ 「大きくり職種別賃金」形成に向けた個別賃金重視の取り組み

総合プロジェクト会議報告に基づき、産業ごとに「比較指標」を示しつつ、あるべき水準をめざす取り組みを行う。なお、比較指標の集約は 1 月になるため、単組要求策定時の参考資料として活用する。

3. 総合労働条件改善の取り組み

① ワーク・ライフ・バランスの実現

健康を保持し自己啓発を図ることなどによる持続可能な働き方を確立することは、結果として生産性の向上をもたらし、金属産業の将来にわたる発展に寄与するとともに、勤労者にとって、退職後を含めた生涯生活を豊かな実りあるものにすることになる。そのためには、仕事と家庭、地域社会での活動などの調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現が必要であり、金属労協全体で取り組むべき重要課題である。

とりわけ、過重労働が原因である過労死、精神障害等

の労働災害補償の申請が増加傾向にあるなど、長時間労働の撲滅は喫緊の課題となっている。総実労働時間の短縮に向けて、制度や運用の改善に結びつく具体的な取り組みを行うこととする。

② 雇用形態の多様化への対応

金属産業における有期雇用・パート、派遣労働者、請負などの非典型労働者の割合は 3 割程度を占めるに至っている。職場の安全確保や公正な労働条件確保の観点から、有期雇用・パート、派遣労働者、請負の受け入れに伴う労使協議の充実を図ることとする。

Ⅲ 具体的な取り組み

1. 総合労働条件の改善

(1) 賃金

日本の基幹産業である金属産業にふさわしい賃金水準を追求

① 金属産業にふさわしい賃金水準の追求

A. 「あるべき水準」をめざす取り組み

仕事・役割重視、絶対水準重視による「大きくくり職種別賃金水準形成」によって、産業間・産業内格差を是正し、基幹産業である金属産業の位置づけにふさわしい賃金水準の実現をめざす。

各産別、企業連・単組は、中長期的に「あるべき水準」に到達することを目標とし、「比較指標」に基づき賃金水準の相対的な位置づけを明らかにして、要求策定、交渉に取り組む。

【基幹労働者（技能職 35 歳相当）の「あるべき水準」】

目標基準：めざすべき到達水準

基本賃金で 338,000 円以上 (06 年：338,000 円)

標準到達基準：標準的な労働者が到達をめざす水準

基本賃金で 310,000 円以上 (06 年：310,000 円)

最低到達基準：全単組が到達をめざす水準

標準到達基準の 8 割程度

※基本賃金は、所定内賃金から通勤交通費、地域手当、出向手当、生活関連手当(家族手当・住宅手当等)を除いた賃金。

※目標基準は、賃金構造基本統計調査、製造業、生産労働者、1,000 人以上、第 9 十分位を参考に算出。

※標準到達基準は、賃金構造基本統計調査、製造業、生産労働者、1,000 人以上、第 3 四分位を参考に算出。

B. 賃金改善の取り組み

2007 年闘争においては、物価上昇を含めた賃金改善の取り組みを行う。

各産別は、産業間・産業内の賃金格差の実態や業績を踏まえ、具体的な賃金改善要求を行い、賃金水準の向上と産業間・規模間の格差是正を図ることとする。

C. 賃金構造維持分の確保と賃金制度の確立

現行賃金制度・体系に基づいて制度的な昇給を実施することなどによって、賃金構造維持分を確保し、現行の賃金水準を維持する。個別銘柄における賃金水準を維持するために、賃金実態を把握し、より水準を重視した取り組みを行う。

また、賃金体系が制度的に確立していない場合には、通年活動として賃金制度の確立に取り組む。さらに、より成果を重視した賃金制度の導入が広がっていることから、賃金決定基準のあり方や配分のあり方についても、通年的に協議を行う。

すべての組合は、賃金実態の点検を行うとともに、その実態の改善と賃金制度の確立に通年活動として取り組む。

② J C ミニマム運動

A. 「J C ミニマム (35 歳)」の確立

金属産業で働く 35 歳の勤労者の賃金水準を明確に下支えし、その水準以下で働くことをなくしていく運動として、「J C ミニマム (35 歳)」に取り組む。

・ J C ミニマム (35 歳) は、210,000 円 (06 年：210,000 円) とする。

B. 最低賃金協定の締結

企業内における賃金水準の下支えを図るため、全単組で最低賃金協定の締結をめざす。

また、非典型労働者への適用や法定産業別最低賃金への反映を図るため、時間額による協定や時間額の併記を行う。月額で協定する場合には、所定労働時間の記載などによって時間額換算ができるようにする。

・ 18 歳以上の労働者の最低賃金協定を締結し、その金額は月額 150,500 円以上 (06 年：149,500 円)
・ 時間額で協定する場合は、所定労働時間で除した水準で協定することとし、950 円以上とする。

※時間額換算額は、集計登録組合における月あたり所定労働時間平均で除した。

C. 法定産業別最低賃金

雇用形態の多様化にも対応した公正な賃金決定を促進するため、産業別最低賃金の役割・機能の継承・発展に取り組む。

- ・ 2007 年度はすべての産業別最低賃金について金額改正を行い、積極的に新設に取り組む。

(2) 一時金

一時金の最低獲得水準を回復する取り組みを強める

業績改善が図られた組合は当然の成果還元として一時金水準の引き上げを図る。また、生活の安定と一時金水準の格差改善を図る観点から、一時金の最低獲得水準を回復する取り組みを強める。

- ・ 要求は年間 5 カ月を基本とする。
- ・ 最低獲得水準年間 4 カ月を確保する。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事と家庭、地域社会での活動などの調和を図る

① 長時間労働の是正

人口減少のもとでは、就業率の向上とともに、日本の生産性を維持・向上させなければならない。その際、心身ともに健康を維持し、自己啓発を行いつつ、生涯にわたって働くことが出来るようにするためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められている。具体的には、金属産業で働くすべての労働者について、所定労働時間の短縮や超過労働の削減、年次有給休暇の完全取得等によって、年間総実労働時間 1,800 時間台の実現に取り組むことが重要である。

2007 年闘争は、ワーク・ライフ・バランス実現のためのスタートと位置付け、36 協定の運用の点検を含め、長時間労働撲滅のために実効性ある取り組みを総合的にを行い、次年度以降の統一闘争の下地作りを行なう。

- ・ 所定労働時間 1,800 時間台の実現を図る。
- ・ 長時間労働の是正に向けて、労働時間の現状と課題を労使で確認し、実態を踏まえた解決策を見出す。
- ・ 改正安全衛生法への対応を含め、労働時間管理の徹底と、36 協定における特別条項の厳格な運用によって、超過労働を削減する。
- ・ 超過労働割増率については、全ての組合がそれぞれの産別基準へ向けて到達を図る。

② 男女雇用機会均等法への対応と仕事と家庭の両立支援

男女がともに能力を発揮し、仕事と家庭を両立しながら、安心して子どもを産み育てられるための条件整備を行う。

- ・ 男女雇用機会均等法の改正に対応して、労働協約の点検・改善を行う。
- ・ 次世代育成支援対策法に基づく「行動計画」の策定およびそのフォローには、労働組合が参画し、組合員の意見反映を行う。
- ・ 育児・介護に関する制度の充実を図る。



(4) その他の労働諸条件

職場の安全確保や公正な労働条件確保のため労使協議の充実を図る

① 60歳以降の就労確保

「年金満額支給開始年齢との接続による生計費の確保」、
「技術・技能の継承・育成による産業・企業基盤の強化」、
「ともに社会を支え、生きいきとした高齢者生活を実現する」との観点を重視し、60歳以降の就労確保の3原則に基づき取り組みを図る。

【60歳以降の就労確保3原則】

- ・働くことを希望する者は、誰でも働けること。
- ・年金満額支給開始年齢と接続すること。
- ・60歳以降就労する者については、引き続き組織化を図ること。

② 安全衛生体制の検証ならびに労災付加補償

重大災害の増加や過重労働・メンタルヘルス対策、雇用形態の多様化などに対応し、安全衛生管理体制の検証によって、労働災害ゼロ職場の確立を図る。

不幸にして起こった労働災害については、企業に対して責任を持った対応を求める。

- ・金属産業に働く者の死亡ならびに1～3級の付加補償水準として、3,200万円への到達をめざす。
- ・通勤途上災害についても、労災に準じて取り扱う。

③ 退職金制度の整備

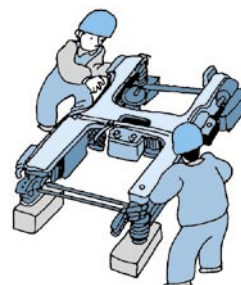
退職金制度・企業年金制度の制度改定を行う場合には、給付水準が低下することがないように、等価転換の原則を基本とした制度改定を行う。また、産業・企業の実態を踏まえて、退職給付水準の引き上げに取り組む。

- ・産業・企業の実態を踏まえて、退職金水準の引き上げに取り組む。

④ 雇用形態の多様化への対応

職場の安全確保や公正な労働条件確保の観点から、有期雇用・パート、派遣労働者、請負の受け入れに伴う労使協議の充実を図る。

- ・受け入れ人員、受け入れ期間、受け入れ作業の内容、労働条件などについて、違法性の点検だけでなく、組合員との処遇格差を点検する。
- ・企業内最低賃金協定の水準が確保されているかどうか点検する。



2. 政策・制度の取り組み

政策・制度の取り組みは、2年サイクルの取り組みとして整理している。したがって、2007年通常国会に上程が予想される労働契約法、労働時間法制、最低賃金制

度については、連合と連携した取り組みを行なうが、他の項目については、通年の取り組みとし春季生活闘争においては取り上げない。

IV 2007 年闘争のすすめ方

1. 闘争日程の大綱

闘争日程の大綱については以下のとおりとするが、具体的日程は闘争情勢を踏まえながら、戦術委員会、中央闘争委員会で決定する。闘争の山場の設定については、集中回答の枠組みを堅持する。

(1) 要求前段の取り組み

①政策・制度の取り組み

政策・制度の取り組みは、2年サイクルの取り組みとして整理されているところであるが、労働契約法制、労働時間法制、最低賃金法改正等については、2007年通常国会において審議が予想される。金属労協としては、連合および審議会委員との連携を深めた取り組みを推進していく。

②労使会議等の開催

2006年12月に、日本経団連との懇談および金属産業労使会議を開催し、「ものづくり人材の確保と育成」等のテーマで意見交換を行い、労使の認識を深める取り組みを行う。

③日本経団連「経営労働政策委員会報告」への対応

2006年12月に予定されている日本経団連「経営労働政策委員会報告」に対して、金属産業としての見解を発表するとともに、日本経団連の主張に対する反論を作成する。

④2007年闘争シンポジウム、2007年闘争中央討論集会の開催

2007年闘争シンポジウムを2006年11月15日に開催し、2007年闘争を取りまく情勢や格差問題、労働時間を取りまく課題について認識を深めた。

2007年闘争中央討論集会を2007年1月18～19日に開催し、各産別の取り組みについて相互に理解を深めるとともに、2007年闘争に向けた意思結集を図る。

⑤最賃センター・2007年度全国会議の開催

2007年1月に2007年度全国会議を開催し、2006年度の法定産業別最低賃金の取り組み経過を踏まえ、「2007年度産業別最低賃金の取り組み方針」を確認する。

(2) 要求討議と集約

各産別・単組は、協議委員会後ただちに要求策定に着手し、2月中旬までにはそれぞれの機関手続きを経て集約する。

(3) 要求提出と団体交渉

要求提出は、集計登録組合を中心に2月20日までにを行い、ただちに団体交渉を開始する。また、金属労協として交渉日程を可能な限り揃え、共闘の相乗効果を高めていく。

各産別は、産別交渉、巡回折衝など、産別レベルでの取り組みを強化し、各単組の交渉を支える取り組みを行う。

具体的取り組みは、第1回戦術委員会において確認する。

(4) 山場の設定

闘争の山場については、共闘全体として最大限の効果を引き出せるよう、連合とも十分な連携のうえ、具体的には戦術委員会において決定する。

金属労協全体として、3月月内決着の取り組みをさらに強化し、中小組合を含めた相乗効果を追求する。

(5) 回答が受け入れがたい場合の対応

回答が受け入れがたいものであった場合、すばやく闘争態勢を確立できる体制を整えておくことが、経営側への圧力を高め、納得ある回答の引き出しにつながることから、こうした対応の強化を図る。

2. 闘争機関の配置

2007年闘争を推進するにあたり、闘争指導機関としての次の委員会を設置する。交渉状況を踏まえながら、効果的な日程配置を図ることとする。

(1) 戦術委員会

闘争全般にわたる戦略・戦術の立案と推進を目的にした、闘争の最高指導機関として設置する。その構成は、三役会議構成員とする。

(2) 中央闘争委員会

闘争全般にわたる戦略・戦術の実践を目的に設置する。その構成は、常任幹事会構成員とする。

(3) 書記長会議

戦術委員会の指示に基づき、戦略・戦術の具体的内容の検討、相互の連絡調整を目的として運営する。



2007年闘争シンポジウム

3. 組織・広報活動

(1) 「中堅・中小労組登録組合」の設定

同業種・同地方の中堅・中小労組に影響のある労組を新たに登録組合とする。春季生活闘争における要求・回答状況を調査・公表し、社会的影響力を与え得る共闘を構築する。

(2) 地方組織との連携

春季生活闘争の推進に向けて、地方ブロックを中心に

研修会などを開催し、情報交換や相互理解および諸活動の実践を図る。最低賃金の取り組みに関わる研修会の開催についても、積極的に推進していく。

(3) 広報活動の推進

J C 共闘の効果を最大限発揮するため、闘争の進捗にあわせて一体的な広報活動を行い、闘争全体の盛り上げを図る。また、ホームページを活用した情報提供についても、内容の充実を図っていく。

4. 他組織との連携

金属労協は、連合・金属部門の活動を実質的に担う組織として、2007年闘争の成功に向けて役割を果たしていくとともに、連合・他部門との連携を強化しつつ闘争を推進する。また、化学エネルギー鉱山労協 (ICEM - JAF) とも連携していく。



金属労協は2007年闘争シンポジウム(11月15日、東京)を開き、2007年闘争を取り巻く情勢、課題について講演等を通して問題意識を高めた

第49回協議委員会

日時 2006年12月1日(金)
13:30 ~ 16:00
場所 ホテルイースト21 東京
1階「イースト21ホール」
東京都江東区東陽6-3-3
Tel03-5683-5683

議題

- I. 報告事項
1. 一般経過報告
- II. 審議事項
1. 2007年闘争の推進について
2. 役員選考委員会設置について